

## 四條畷市立田原小学校 PTA 委員選出に関する申し合わせ事項

平成 12 年制定  
平成 16 年 2 月 21 日一部改正  
平成 19 年 3 月 10 日一部改正  
平成 25 年 9 月 18 日一部改正  
平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
平成 29 年 4 月 1 日一部改正  
平成 31 年(2019 年)4 月 1 日一部改正  
令和 5 年 3 月 4 日一部改正  
令和 6 年 4 月 1 日一部改正

### 委員選出に当たっての統一事項

- (1) 委員長、副委員長、部長、副部長の選出
  - ① 学級委員会は、委員の中から部毎に部長 1 名、副部長 1 名または 2 名（実行委員）を選出する。
  - ② 生活補導委員会は、委員の中から委員長 1 名、副委員長 2 名（実行委員）を選出する。
  - ③ 役員候補者推薦委員会は、委員の中から委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。
- (2) 委員選出時に欠席する場合の取り扱い
  - ① 委員（委員長、副委員長、部長、副部長を含む）選出に当たっては会長に一任する。
- (3) 申し合わせ事項
  - ① 令和 5 年度、150 周年記念に寄贈した、田原小サンタに修繕等が生じた場合は学校と相談の上修理対応し、修繕費用については原則 PTA の負担とする。
  - ② 令和 6 年度より地区委員会廃止、班長制度導入に伴い地区委員会は実行委員会の一員ではなくなったが、各地区の班長は「年度初め(5 月頃)開催予定の危険箇所点検については継続して協力するものとする。
  - ③ PTA 役員は各地区班長との危険箇所点検等の連携協力体制は継続する。  
ただし、各地区お世話係、班長選出その他登下校に関する各地区の案件等については現行と同様に各地区にて対応する。